

診療所及び歯科診療所用

ベースアップ評価料 報告書専用様式の記載例

※実際の入力にあたっては
様式中の記載上の注意や、
施設基準通知等も必ず参照してください。

別添

（診療所及び歯科診療所用）賃金改善実績報告書（令和6年度分）

報告対象年度を記載します

医療機関が所在する都道府県を選択してください（右の欄外に届出様式提出先のメールアドレスが表示されます）

医療機関の所在地の住所を記載してください

保険医療機関コード1234567

保険医療機関名●●クリニック

所在地都道府県

住所千代田区霞が関X-X

連絡先担当者氏名◎◎◎◎

電話番号03-9999-9999

様式提出先のメールアドレス↓

0

報告書届出における注意点

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/t>

I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和6年6月～令和7年3月

10ヶ月

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和6年6月～令和7年3月

10ヶ月

II-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】

(3) 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による収入の実績額	120,000円
(4) 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による収入の実績額	120,000円

(5) ベースアップ評価料による収入の実績額【(3)+(4)】

240,000円

II-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況

※ ベア等とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。

(6) 翌年度への繰越予定額	0円
(7) 前年度からの繰越額（令和7年度分報告時のみ記載）	0円

(8) ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(5)-(6)+(7)】	240,000円
(9) (8)について全てベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。	☒

○ 以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。

※ 「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。

※ ベア等の定義はII-2を参照のこと。

※ 定期昇給による賃金増加分は、「賃金改善した後の対象職員の基本給等総額」及び「ベア等による賃金改善」には含まないこと。

【ベースアップ評価料対象職種について】

III. ベースアップ評価料対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	3.5人
(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	1,360,000円
(12) ベア等による賃金改善実績額（1ヶ月分）	30,000円
(13) ベア等による賃金増率【(12)÷（(11)-(12)）】	2.3%

【ベースアップ評価料対象外職種について】

※上記でベースアップ評価料対象職種に計上した職員を除く

(14) 以下のⅣ又はⅤに該当する職員の在籍有無

☒ 在籍している

☐ 在籍していない

※ 以下は（14）で「在籍している」と回答した場合のみ記載すること。

IV. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(15) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	0.5人
(16) 40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月】	250,000円
(17) ベア等による賃金改善実績額（1ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は0円	5,000円
(18) ベア等による賃金増率【(17)÷（(16)-(17)）】	2.0%

期間中に算定し、収入となった実績額の合計を記載します

期間中に算定し、収入となった実績額の合計を記載します。届出をしていない場合は0と記載してください。

(5)の金額のうち、翌年度への繰越予定額を記載します。(5)の金額をベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当している場合には、0円と記載します。

令和6年度分報告時は0円となります。前年度にベースアップ評価料を算定していて、前年度からの繰越がある場合にのみ記載します。

該当している場合にはチェックをしてください。該当していない場合には、充当していない金額を翌年度のベア等のために繰越を行い、「(6) 翌年度への繰越予定額」に記載してください。

シート末尾の【記載上の注意】4を参照のこと。

ベースアップ評価料の初回届出時点での「賃金改善しなかった場合」の基本給等総額からの、基本給等総額の増加分を記載します。

Ⅴ. 事務職員の基本給等に係る事項		
(19) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】	1.2	人
(20) 事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月】	250,000	円
(21) ペア等による賃金改善実績額（１ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は０円	5,000	円
(22) ペア等による賃金増率【（21）÷（（20）－（21））】	2.0	%

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 7 年 8 月 1 日 開設者名： △△ △△

- 【記載上の注意】
- 1 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のことをいう。
 - 2 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。
 - 3 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等」及び「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等」のことをいう。
 - 4 「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は１とする。
常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が１を超える場合は、１とする。）